

津山市地域防災計画（震災対策編）（平成30年度）新旧対照表

頁	行	現 行	修 正 後	修 正 理 由																																																												
11	表中	<p>第1章 総則 第1節～第2節 略</p> <p>第3節 津山市の防災環境 1 災害履歴 略 (1) 略 (2) 津山市で震度4以上を観測した地震（明治35年以降）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>震度</th> <th>被害</th> <th>震央地名（地震名）</th> <th>規模（M）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S5,12,21</td> <td>岡山3、津山5</td> <td></td> <td>広島県北部</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>S18,9,10</td> <td>岡山5、津山4</td> <td></td> <td>鳥取県東部（鳥取地震）</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>H7,1,17</td> <td>岡山4、津山4</td> <td>軽傷 1人</td> <td>大阪湾【平成7年(1995年)兵庫南部地震】</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>H12,10,6</td> <td>津山4 （加茂町、阿波、新野東、中北下）</td> <td></td> <td>鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>H28,10,21</td> <td>真庭、鏡野5強 津山4</td> <td></td> <td>鳥取県中部</td> <td>6.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成7年(1995年)までは気象官署の震度。 【 】は気象庁が命名した地震である。</p> <p>2～3 略</p>	発生年月日	震度	被害	震央地名（地震名）	規模（M）	S5,12,21	岡山3、津山5		広島県北部	5.9	S18,9,10	岡山5、津山4		鳥取県東部（鳥取地震）	7.2	H7,1,17	岡山4、津山4	軽傷 1人	大阪湾【平成7年(1995年)兵庫南部地震】	7.3	H12,10,6	津山4 （加茂町、阿波、新野東、中北下）		鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】	7.3	H28,10,21	真庭、鏡野5強 津山4		鳥取県中部	6.6	<p>第1章 総則 第1節～第2節 略</p> <p>第3節 津山市の防災環境 1 災害履歴 略 (1) 略 (2) 津山市で震度4以上を観測した地震（明治35年以降）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>震度</th> <th>被害</th> <th>震央地名（地震名）</th> <th>規模（M）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S5,12,21</td> <td>岡山3、津山5</td> <td></td> <td>広島県北部</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>S18,9,10</td> <td>岡山5、津山4</td> <td></td> <td>鳥取県東部（鳥取地震）</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>H7,1,17</td> <td>岡山4、津山4</td> <td>軽傷 1人</td> <td>大阪湾【平成7年(1995年)兵庫南部地震】</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>H12,10,6</td> <td>新見、真庭5強 津山4 （加茂町、阿波、新野東、中北下）</td> <td></td> <td>鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>H28,10,21</td> <td>真庭、鏡野5強 津山4（林田、加茂町小中原、山北、新野東、中北下、加茂町塔中、阿波）</td> <td></td> <td>鳥取県中部</td> <td>6.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成7年(1995年)までは気象官署の震度。 【 】は気象庁が命名した地震である。</p> <p>2～3 略</p>	発生年月日	震度	被害	震央地名（地震名）	規模（M）	S5,12,21	岡山3、津山5		広島県北部	5.9	S18,9,10	岡山5、津山4		鳥取県東部（鳥取地震）	7.2	H7,1,17	岡山4、津山4	軽傷 1人	大阪湾【平成7年(1995年)兵庫南部地震】	7.3	H12,10,6	新見、真庭5強 津山4 （加茂町、阿波、新野東、中北下）		鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】	7.3	H28,10,21	真庭、鏡野5強 津山4（林田、加茂町小中原、山北、新野東、中北下、加茂町塔中、阿波）		鳥取県中部	6.6	内容追加
発生年月日	震度	被害	震央地名（地震名）	規模（M）																																																												
S5,12,21	岡山3、津山5		広島県北部	5.9																																																												
S18,9,10	岡山5、津山4		鳥取県東部（鳥取地震）	7.2																																																												
H7,1,17	岡山4、津山4	軽傷 1人	大阪湾【平成7年(1995年)兵庫南部地震】	7.3																																																												
H12,10,6	津山4 （加茂町、阿波、新野東、中北下）		鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】	7.3																																																												
H28,10,21	真庭、鏡野5強 津山4		鳥取県中部	6.6																																																												
発生年月日	震度	被害	震央地名（地震名）	規模（M）																																																												
S5,12,21	岡山3、津山5		広島県北部	5.9																																																												
S18,9,10	岡山5、津山4		鳥取県東部（鳥取地震）	7.2																																																												
H7,1,17	岡山4、津山4	軽傷 1人	大阪湾【平成7年(1995年)兵庫南部地震】	7.3																																																												
H12,10,6	新見、真庭5強 津山4 （加茂町、阿波、新野東、中北下）		鳥取県西部 【平成12年(2000年)鳥取県西部地震】	7.3																																																												
H28,10,21	真庭、鏡野5強 津山4（林田、加茂町小中原、山北、新野東、中北下、加茂町塔中、阿波）		鳥取県中部	6.6																																																												
14	10	<p>第4節 1～3 略 4 被害想定手法等 (1) 想定手法 昨年公表した南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。</p> <p>5 略</p>	<p>第4節 1～3 略 4 被害想定手法等 (1) 想定手法 国の「南海トラフ巨大地震の被害想定について」で用いられた想定手法を基本とした。</p> <p>5 略</p>	表現の適正化																																																												

6 震度分布の概況

大原断層地震は、市域の東部に震度階級の最大値を与える。

第2鳥取地震は、市域に与える影響が一番大きい。

7 液状化発生危険度の概要

第2鳥取地震による液状化発生の可能性が一番大きい。

8 人的・物的被害想定結果総括表（津山市）

人的・物的被害想定では、ケースA、B、Cともに同様の結果となり、人的被害、物的被害ともに第2鳥取地震が最も大きく、次いで大原断層地震となっている。

項 目		想定地震ごとの被害				
		大原断層地震	中央構造線による地震	鳥取県西部地震	第2鳥取地震	松江南方地震
人的被害	死者	0	0	0	0	0
	負傷者	0	0	0	0	0
	罹災世帯	28	1	2	43	0
	罹災人口	82	2	5	125	0
建物被害	造木	大破	0	0	0	0
		中破	31	0	0	35
	C R	大破	18	1	1	25
		中破	34	2	3	43
	S	大破	0	0	0	0
		中破	1	0	0	2
	焼失棟数		0	0	0	0

R C：鉄筋コンクリート、S：鉄骨造

第5節 南海トラフの巨大地震の被害想定

1 岡山県が行った南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機

6 地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、今回の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震では被害が少ないと想定されている地域でも強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生するとともに、山間部等で孤立集落が発生し、初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や避難所の耐震性の点検といった取組に加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討する必要がある。

第5節 南海トラフの巨大地震の被害想定

1 岡山県が行った南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度）

岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たる。すでに、昭和南海地震が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の研究機

16

10

関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後 30 年以内にマグニチュード 8 ～ 9 クラスの規模の地震発生確率は、70%程度とされており、その発生が危惧されるところである。

略

2 想定条件

19

岡山県において、歴史地震資料、活断層資料などから検討して次の表のとおり設定しているので、津山市でもそれを引用した。

想定地震名	想定地震についての説明	想定 マグニチュード(M)
南海トラフの地震 (東南海・南海地震)	遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界面を震源域とする地震	8.6

3 略

4 地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が予想される。津山市においては、最大震度5強が想定されている。

17

5

岡山県では、過去数十年間、震度6を超えるような大きな地震動は経験していない。どんな大きな地震動でも、地震動そのもので命を落とすことは少ない。実際に、東日本大震災の死傷者の多くの死因は、津波に起因するものであった。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

長期的にみれば、地震動による被害自体は縮小傾向にある。これは、建築物の耐震性、耐火性が、昭和 56 年の建築基準法の改正以後、着実に向上したことによるもので、今後も更新される建物の増加により、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率は高まり、建物自体の崩壊による被害は減少していくと見込まれる。

5～6 略

第6節

1 南海トラフの巨大地震

関の試算では、南海トラフ全域での地震発生確率を評価しており、今後 30 年以内にマグニチュード 8 ～ 9 クラスの規模の地震発生確率は、70～80%とされており、その発生が危惧されるところである。

略

2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

3 略

4 地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、最小でも5弱が予想される。津山市においては、最大震度5強が想定されている。

岡山県では、過去数十年間、震度6弱を超えるような大きな地震動は経験していない。どんな大きな地震動でも、沿岸部では地震動そのものより、津波によって死傷するケースが多い。実際に、東日本大震災の死傷者の多くの死因は、津波に起因するものであった。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和 56 年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

5～6 略

第6節

1 南海トラフの巨大地震

長期評価更新による

県防災計画に整合

字句の修正
表現の適正化

表現の適正化

18

31

略

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率は70%程度とされており、経年的に発生確率は高まっている。

略

2～3 略

第2章 震災予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画

1～2 略

3 対策

(1) 実施主体

略

[企業等]

企業等は、災害時の企業等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

その際、一企業内にとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

略

21

12

略

文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、30年以内の発生確率は70～80%とされており、経年的に発生確率は高まっている。

略

2～3 略

第2章 震災予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画

1～2 略

3 対策

(1) 実施主体

略

[企業等]

企業等は、災害時の企業等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

その際、一企業内にとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

略

長期評価更新

台風第10号

	<p>(2) 家庭、地域における普及対策 略 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動 ・警報等発表時や避難指示、避難勧告等の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など <p>略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 緊急地震速報の普及・啓発 市及び県等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。</p> <p>略</p> <p>第2項 防災教育の推進計画 1～2 略 3 対策 (1)～(3) 略 (4) 防災上必要な計画及び訓練 学校等は、児童生徒及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとりう</p>	<p>(2) 家庭、地域における普及対策 略 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、同行避難や避難所での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u>等の家庭での予防・安全対策 ・さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動 ・警報等発表時や<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など <p>略</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 緊急地震速報の普及・啓発 市及び県等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。 <u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</u></p> <p>略</p> <p>第2項 防災教育の推進計画 1～2 略 3 対策 (1)～(3) 略 (4) 防災上必要な計画及び訓練 学校等は、<u>児童生徒等</u>及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり</p>	<p>熊本WG</p> <p>台風第10号</p> <p>緊急地震速報受信装置活用</p> <p>字句の修正</p>
35			
22	21		
24	2		

		<p>るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。 略</p> <p>第3項～第5項 略</p> <p>第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進 1～2 略 3 対策 (1) 活動施設の整備 市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所や公民館等に併設して、<u>平時</u>から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。</p>	<p>うるよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。 略</p> <p>第3項～第5項 略</p> <p>第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進 1～2 略 3 対策 (1) 活動施設の整備 市は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所や公民館等に併設して、<u>平常時</u>から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。 略</p>	<p>字句の修正</p>
28	31	<p>第7項 要配慮者等の安全確保計画 1～2 略 3 対策 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 [市] 略 また、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意する。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。</p> <p>略</p>	<p>第7項 要配慮者等の安全確保計画 1～2 略 3 対策 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 [市] 略 また、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を<u>提供するとともに、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意する。</p> <p>なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する<u>とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</u> 略</p>	<p>熊本WG</p>
30	22	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>熊本WG</p>

33	32	<p>第8項 物資等の確保計画</p> <p>1 略</p> <p>2 体制の整備</p> <p>略</p> <p>なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。</p> <p>略</p>	<p>第8項 物資等の確保計画</p> <p>1 略</p> <p>2 体制の整備</p> <p>略</p> <p>なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する必要がある。</p> <p><u>県は発災時において、広域物資輸送拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。</u></p> <p>略</p>	熊本WG
38	26	<p>第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集・伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>略</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集・伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。</p> <p><u>なお、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。</u></p> <p>その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>略</p>	熊本WG
40	11	<p>3 対策</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 関係機関の整備</p> <p>市及び防災関係機関の体制整備</p> <p>市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>防災関係機関相互の連携</p> <p>略</p>	<p>3 対策</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 関係機関の整備</p> <p>市及び防災関係機関の体制整備</p> <p><u>ア</u> 市及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。</p> <p><u>イ</u> 市町村は、躊躇なく避難指示（緊急）等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>防災関係機関相互の連携</p> <p>略</p>	<p>台風第10号</p> <p>台風第10号</p>

23	<p>ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑の行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理等)については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>略</p> <p>イ 略</p>	<p>ア 災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑の行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</p> <p>災害時には、防災関係機関相互の連絡体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理等)については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>略</p> <p>イ 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>
41 7	<p>39</p> <p>ウ~エ 略</p> <p>オ 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>略</p>	<p>また、避難指示(緊急)等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。</p> <p>ウ~エ 略</p> <p>オ 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>略</p>	<p>台風第10号</p> <p>熊本WG</p>
第2項 情報の収集連絡体制整備計画		第2項 情報の収集連絡体制整備計画	

	21	<p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 災害時の通信手段の確保 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p>1 <u>(新設)</u></p> <p>[市]</p> <p>市は、住民等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話、FMラジオも含め、新たな情報伝達手段の調査・研究を行い、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の情報収集連絡体制 ～ 略 応急対策時の情報収集・連絡</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害情報については、災害対策本部が取りまとめ、県に報</p>	<p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線(<u>戸別受信機を含む。以下同じ。</u>)等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。</p> <p>略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 災害時の通信手段の確保 防災関係機関の通信手段の整備</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 県及び市は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u></p> <p><u>カ 県及び市は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省(中国総合通信局)又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省(中国総合通信局)から移動電源車の貸与を受ける。</u></p> <p>[市]</p> <p>市は、住民等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話、FMラジオも含め、新たな情報伝達手段の調査・研究を行い、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。<u>また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</u></p> <p>略</p> <p>(2) 災害対策本部の情報収集連絡体制 ～ 略 応急対策時の情報収集・連絡</p> <p>ア 略</p> <p>イ 被害情報については、災害対策本部が取りまとめ、県に報</p>	<p>表現の適正化</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>
42	1			
	10			

43	24	<p>告する。 (新設)</p> <p>略</p>	<p>告する。 <u>ウ 県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の 官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。</u></p> <p>略</p>	H 28熊本地震初動 対応検証レポート
45	3	<p>第3項 救助、救急、医療体制整備計画 第1 略 第2 傷病者搬送</p>	<p>第3項 救助、救急、医療体制、<u>公衆衛生活動</u>整備計画 第1 略 第2 傷病者搬送</p>	県要綱に基づく公 衆衛生活動の強化
46	5	<p>消防機関、医療機関、保健所等の総合調整を行う医療本部 を設置し、災害時医療情報の収集・伝達体制を確立するとと もに、緊急傷病者搬送を行うためのヘリコプター等の確保に 努める。</p>	<p><u>災害時、医療救護活動の必要がある場合に立ち上がる県災 害医療本部、地域災害医療本部において、医療機関の受入可 否・被災状況等の情報収集を行うとともに、DMAT県調整 本部や消防機関等と連携した搬送調整や、航空運用調整グル ープを通じたヘリコプター等航空機の搬送手段の確保に努め る。</u></p>	表現の適正化
	16	<p>3 対策 (1) 略 (2) <u>災害・救急医療情報システム</u>の活用 市、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷 病者・患者の搬送の際に、收容先医療機関の被災状況や空き 病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必 要な情報を提供できる<u>災害・救急医療情報システム</u>を迅速か つ的確に運用することとする。</p>	<p>3 対策 (1) 略 (2) <u>広域災害救急医療情報システム</u>の活用 市、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷 病者・患者の搬送の際に、收容先医療機関の被災状況や空き 病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必 要な情報を提供できる<u>広域災害救急医療情報システム</u>を迅速 かつ的確に活用することとする。</p>	名称の変更
	21	<p>(3) <u>ヘリコプター</u>による搬送 略</p>	<p>(3) <u>ヘリコプター等航空機</u>による搬送 略</p>	名称の変更 字句の修正 字句の修正
	34	<p>第3 医療体制 1 現状と課題 略 また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現 状では十分とはいえず、県の被害想定では最大で846床 の病床が不足されるとされており、これら体制の整備を図る 必要がある。</p>	<p>第3 医療体制 1 現状と課題 略 <u>また、災害時の病床数の不足に対応するため、県外への患 者搬送訓練を今後も継続的に実施していくとともに、BCP の策定・実践により医療機関の被害を最小限にとどめ、その 機能を低下させないよう努力をしていく必要がある。</u> <u>なお、南海トラフ地震の場合、太平洋沿岸各県の被害が甚</u></p>	対策の具体化

42	<p>略</p> <p>2 基本方針</p> <p>災害医療についての組織、体制の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために災害・救急医療情報システムを活用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化、診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及、啓発を推進する。</p>	<p><u>大で、本県の傷病者を県外に搬送できない可能性もあるため、こうした事態への対処法の検討も行う必要がある。</u></p>	<p>字句の修正 名称の変更</p>
47	<p>10</p> <p>略</p> <p>[県（消防保安課、保健福祉部）]</p> <p>県は、県災害医療本部、地域災害医療本部の円滑な設置、運営に資するとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。</p>	<p>2 基本方針</p> <p>災害医療についての組織、体制の整備を図るとともに、<u>平常時</u>及び災害時における医療機関情報の早期把握のために<u>広域災害救急医療情報システム</u>を活用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化、診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及、啓発を推進する。</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 組織・体制の整備</p> <p>略</p> <p>[県（消防保安課、保健福祉部）]</p> <p>県は、県災害医療本部、地域災害医療本部の円滑な設置、運営に<u>努める</u>とともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づく災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の受入れ・派遣、災害拠点病院等による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図る。</p>	<p>字句の修正</p>
19	<p>略</p> <p>(2) <u>災害・救急医療情報システムの活用（新設）</u></p>	<p>(2) <u>広域災害救急医療情報システム</u>の運用</p> <p>県、市及び医療機関は、国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持し、<u>広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</u></p>	<p>名称の変更 大規模災害時の非常 用通信手段の在り方 に関する研究会</p>
26	<p>略</p> <p>[県（保健福祉部）]</p> <p>県は、市町村、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ<u>災害・救急医療情報システム</u>の迅速かつ的確な運用を図り、災害時の医療機関の被災状況、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を強化する。</p> <p><u>さらに、当該システムについて通信体制の多重化を図るとともに、他都道府県とのネットワーク化を図る。</u></p> <p>[医療機関]</p>	<p>略</p> <p>[県（保健福祉部）]</p> <p>県は、市町村、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ<u>広域災害救急医療情報システム</u>の迅速かつ的確な<u>活用</u>を図り、災害時の医療機関の被災状況、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を強化する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>[医療機関]</p>	<p>名称の変更 国のシステムのため</p>

50	30	<p>医療機関は、<u>災害・救急医療情報システム</u>への参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。</p> <p>さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、<u>衛星回線インターネット</u>が利用できる環境を整備するよう努める。</p> <p>略</p> <p>第4 略 (新設)</p>	<p>医療機関は、<u>広域災害救急医療情報システム</u>への参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、<u>平常時</u>から最新の医療情報を入力する。</p> <p>さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた場合を考慮して、<u>衛星回線を用いた通話や通信</u>が利用できる環境を整備するよう努める。</p> <p>略</p> <p>第4 略</p> <p><u>第5 公衆衛生活動</u></p> <p><u>1 現状と課題</u></p> <p><u>大規模な災害が発生した時は、保健所や市町村施設が被災するなどして、被災市町村のみでは被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応することが困難になることが考えられる。このため、県では、市町村の支援要請等に応じて、被災地の公衆衛生上のニーズに対応できる体制を整備する必要がある。</u></p> <p><u>2 基本方針</u></p> <p><u>県は、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善など多様な公衆衛生上のニーズに対応する専門チームを被災地に派遣できる体制を整備する。体制整備に当たっては、要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対応できるようにする。</u></p> <p><u>3 対策</u></p> <p><u>(1) 組織体制の整備</u></p> <p><u>[県(保健福祉部)]</u></p> <p><u>県は、岡山県災害時公衆衛生活動要綱(平成28年4月1日制定)に基づき、被災者に対して公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う調査班及び保健衛生班を県保健所本所単位で編成することから、保健福祉部、県保健所及び市町村が連携した情報収集・派遣体制の整備に努める。</u></p> <p><u>(2) 公衆衛生活動員の研修</u></p> <p><u>県は、岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルを活用して、災害時に公衆衛生活動を行う活動員となる県保健所の保健師、衛生関係職員、栄養士、事務職員等を対象にした研修を実施し、活動員の公衆衛生上の支援能力の向上に努める。</u></p>	<p>名称の変更</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>県要綱に基づく公衆衛生活動の明確化</p>
	15			

54	40	<p>第4項 略</p> <p>第5項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>略</p> <p>市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p>	<p><u>(3) 県内職能団体との協力体制</u></p> <p><u>県は、災害時には「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内 19 の職能団体（県医師会ほか 18 団体）の協力得て、保健衛生班を迅速に編成し派遣できるよう、平常時から当該職能団体との連携の確認等に努める。</u></p>	熊本WG
55	16	<p>略</p> <p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>略</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>指定避難所の学校等の施設</u>において、<u>備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難所設置マニュアルの策定</p> <p>市は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。</p>	<p>第4項 略</p> <p>第5項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の設置</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>略</p> <p>市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p><u>指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p>略</p> <p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>略</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>指定避難所となる施設</u>において、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 避難所設置マニュアルの策定</p> <p>市は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。</p>	熊本WG

	<p>31 また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</p> <p>略</p> <p>第3 運営体制</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて適切な対応を行う。</p>	<p>また、訓練・研修等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</p> <p>略</p> <p>第3 運営体制</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるなど適切な対応を行う。</p>	<p>熊本WG</p>
56	<p>13</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難者の自治体制</p> <p>略</p> <p>37 なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。</p> <p>略</p>	<p>(2) 避難者の自治体制</p> <p>略</p> <p>なお、避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。</p> <p>略</p>	<p>熊本WG</p> <p>女性の参画推進</p>
59	<p>8</p> <p>第6項～第8項 略</p> <p>第9項 緊急輸送活動計画</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>市及び県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設、ヘリポート及び輸送拠点、集積拠点について把握・点検を行う。</p> <p>また、これらを調整し、災害に関する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、</p>	<p>第6項～第8項 略</p> <p>第9項 緊急輸送活動計画</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>市及び県は、多重化・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、ヘリポート等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。</p> <p>また、これらを調整し、災害に関する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町</p>	<p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>

	<p>指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。</p> <p>略</p> <p>第10項～第12項 略</p> <p>第13項 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>1 現状と課題</p> <p>略</p> <p>28 このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。</p> <p>2 略</p> <p>3 対策</p> <p>65 40 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。</p> <p>特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <p>4</p> <p>略</p> <p>第3節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p>	<p><u>村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。</u></p> <p>略</p> <p>第10項～第12項 略</p> <p>第13項 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>1 現状と課題</p> <p>略</p> <p>このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。</p> <p>2 略</p> <p>3 対策</p> <p>略</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・<u>研修</u>等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。</p> <p>特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</p> <p><u>災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。</u></p> <p>略</p> <p>第3節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p>	<p>字句の修正</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>
--	--	--	--------------------------------------

66	21	<p>(1) 建物の不燃化、耐震化 防炎上重要な建築物の不燃化、耐震化 市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達、応急対策の拠点となる庁舎など、防災拠点建築物の不燃化・耐震化を図る。</p> <p>略</p>	<p>(1) 建物の不燃化、耐震化 防炎上重要な建築物の不燃化、耐震化 市及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達、応急対策の拠点となる庁舎、<u>その他不特定多数の者が利用する施設</u>など、防災拠点建築物の不燃化・耐震化を図る。</p> <p>略</p>	例示の追加
71	32	<p>第2項 公共施設等災害予防計画 第1～第6 略 第7 学校施設 1 略 2 基本計画 児童生徒の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。</p> <p>略</p>	<p>第2項 公共施設等災害予防計画 第1～第6 略 第7 学校施設 1 略 2 基本計画 <u>児童生徒等</u>の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。</p> <p>略</p>	表現の適正化
73	1	<p>第8 略 第9 文化財 1～2 略 3 対策 [市、県] 略 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する<u>防災意識</u>の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p> <p>略</p>	<p>第8 略 第9 文化財 1～2 略 3 対策 [市、県] 略 「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に<u>対し防災知識</u>の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。</p> <p>略</p>	<p>字句の訂正 字句の訂正</p>
		<p>第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画 第1 略 第2 上水道施設 1～2 略</p>	<p>第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画 第1 略 第2 上水道施設 1～2 略</p>	

75	4	<p>3 対策 (1) ~ (4) 略 (5) 訓練等の実施 訓練等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。 略 第3 下水道施設 1 ~ 2 略 3 対策 (1) 略 (2) 下水道BCPの策定等 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、市下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練等を通じて、その実効性の向上を図る。 略</p> <p>第4 電気施設 [中国電力株式会社津山営業所] 1 現状と課題 略 (1) 配電設備 架空設備 ア 支持物は風圧荷重に基づいて設備形成を行っており、通常の地震動に対しては耐震性がある。 イ 道路沿いの柱上変圧器には変圧器固定金具を取り付けており、地震動による落下のおそれはない。 ウ 市街地の直線路が連続している幹線道路などで連続的に折損する可能性のある支持物については、振留支線を施設する。 地中設備 ア 電力中央研究所の耐震性評価（静的・動的解析）の結果から、通常の地震動に対しては耐震性を有していると考えられる。 イ 軟弱地盤、液状化地区における耐震性は有している。 ウ マンホールは阪神・淡路大震災でも被害の少なかったプレ</p>	<p>3 対策 (1) ~ (4) 略 (5) 訓練・<u>研修</u>等の実施 訓練・<u>研修</u>等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。 略 第3 下水道施設 1 ~ 2 略 3 対策 (1) 略 (2) 下水道BCPの策定等 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、市下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練・<u>研修</u>等を通じて、その実効性の向上を図る。 略</p> <p>第4 電気施設 [中国電力株式会社津山営業所] 1 現状と課題 略 <u>(削除)</u></p>	<p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>構成の変更</p>
75	28			
75	40			

ハブ型を採用している。

(2) 送電設備

架空設備

電気設備の技術基準に基づいて、地震荷重より大きい風圧荷重で設計しているので、耐震性を有している。

地中設備

ア ケーブルの可とう性（マンホール部へ余張の確保）及び管路へ可とう性継手を採用していること等から、阪神・淡路大震災程度の地震動に対しても、ほぼ耐震性を有している。

イ 液状化地区における耐震性は有している。

(3) 変電設備

昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震を基に、昭和 55 年 5 月に耐震基準（J E A G 5003）を見直しており、阪神・淡路大震災でも大きな問題はなかった。

J E A G 制定以降に運転開始した変電所に設置した機器は、耐震基準を満足している。

基準制定以前の変電所機器については、一部耐震対策を必要とする設備について計画的に改修を進める。

（注）J E A G 5003：変電所等における電気設備の耐震設計指針（日本電気協会発変電専門部会）

(4) 通信設備

宮城県沖地震を基に、昭和 55 年 9 月に耐震基準（J E A C 6011）を見直しており、阪神・淡路大震災でも大きな問題はなかった。

基幹系ネットワークは、J E A C の基準を満足している。

基幹系ネットワーク構成は、すべて 2 ルート構成となっているので万一の場合も通信は確保できる見込みである。

（注）J E A C 6011：電力保安通信規程（日本電気協会電気技術基準調査委員会編）

(5) 土木設備

水力発電所

ダム ... 耐震性を有している。

変電所

敷地 ... 耐震性を有している。

建物

事務所、社宅 ... 旧基準で設計された建物は、新基準に照らして耐震性を有している。

		<p>略</p> <p>第4項 廃棄物処理体制整備計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備</p> <p>[市]</p> <p>市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物</p> <p>a～d 略</p> <p>e 損壊家屋の解体・撤去</p> <p>市は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておく。</p>	<p>第4項 廃棄物処理体制整備計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備</p> <p>[市]</p> <p>市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平常時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物</p> <p>a～d 略</p> <p>e 損壊家屋の解体・撤去</p> <p>市は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておく <u>とともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。</u></p>	<p>字句の修正</p>
84	9	<p>略</p> <p>[県（環境文化部）]</p> <p>県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>[県（環境文化部）]</p> <p>県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、<u>平常時</u>の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</p> <p>略</p>	<p>熊本WG</p>
85	8	<p>略</p> <p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p>	<p>略</p> <p>第3章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急体制</p>	<p>字句の修正</p> <p>表現の補強</p>

91	35	<p>第1項 略 第2項 地震情報の種別と伝達計画 1 地震に関する警報等の種別 緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 (注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。</p>	<p>第1項 略 第2項 地震情報の種別と伝達計画 1 地震に関する警報等の種別 緊急地震速報（警報） 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。 (注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない<u>場合がある</u>。</p>	総務省通知
93	35	<p>第3章 震災応急対策計画 第1節 応急体制 第1項～第2項 略 第3項 被害情報の収集伝達計画 1～2 略 3 対策 (1) 略 (2) 災害初期の被害情報の収集、連絡 ～ 略 <u>（新設）</u> (3) 応急対策時の被害情報の収集・連絡 収集・連絡の内容</p>	<p>第3章 震災応急対策計画 第1節 応急体制 第1項～第2項 略 第3項 被害情報の収集伝達計画 1～2 略 3 対策 (1) 略 (2) 災害初期の被害情報の収集、連絡 ～ 略 <u>震度6弱以上の地震を観測した市町村については、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。</u> (3) 応急対策時の被害情報の収集・連絡 収集・連絡の内容</p>	熊本WG
94	9	<p>ア～イ 略 <u>（新設）</u> 略</p>	<p>ア～イ 略 <u>ウ 県災害対策本部及び市災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。</u> 略</p>	熊本WG

第4項 災害救助法の適用

1～2 略

3 対策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 災害救助法による救助の種類

避難所の設置

応急仮設住宅の供与

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

被災者の救助

被災した住宅の応急修理

学用品の給与

埋葬

死体の搜索

死体の処理

住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

第4項 災害救助法の適用

1～2 略

3 対策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を市長に委任する。

なお、知事は、市長へ委任した救助であっても、市長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
医療及び助産	知事
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市長
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	

表現の適正化

字句の修正
字句の修正
字句の修正
字句の修正
救助実施者の明確化

30

95

8

96	28	<p>略</p> <p>第5項 広域応援 1～2 略 3 対策 (1) 応急活動の応援要請 市長の応援要請 ア 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条） 市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。</p> <p>略</p> <p>第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1～2 略 3 対策 (1) 略 (2) 負傷者の応急手当 略 [住民] 住民は、講習、訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。</p> <p>略</p> <p>第2項 略</p> <p>第3項 救急・医療計画 第1 医療体制 1 略 2 基本方針</p>	<table border="1" data-bbox="1131 119 1848 263"> <tr> <td data-bbox="1131 119 1657 151">死体の捜索及び処理</td> <td data-bbox="1657 119 1848 151"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 151 1657 247">災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</td> <td data-bbox="1657 151 1848 247"></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>第5項 広域応援 1～2 略 3 対策 (1) 応急活動の応援要請 市長の応援要請 ア 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条） 市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。 <u>県は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</u></p> <p>略</p> <p>第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1～2 略 3 対策 (1) 略 (2) 負傷者の応急手当 略 [住民] 住民は、講習、訓練・<u>研修</u>等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。</p> <p>略</p> <p>第2項 略</p> <p>第3項 救急・医療計画 第1 医療体制 1 略 2 基本方針</p>	死体の捜索及び処理		災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		<p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>
死体の捜索及び処理								
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去								
101	41							

103	25	<p>災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集、提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。</p>	<p>災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、災害医療本部及び地域災害医療本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集、提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。</p>	表現の適正化
		<p>略 3 対策 (1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整</p>	<p>略 3 対策 (1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整</p>	
		<p>[市] 略</p>	<p>[市] 略</p>	
	36	<p>総合的な医療情報の収集、提供 災害・救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害医療本部への情報提供を行うとともに、必要に応じて市民等へ情報を提供する。</p>	<p>総合的な医療情報の収集及び提供 広域災害救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害医療本部への情報提供を行うとともに、必要に応じて市民等へ情報を提供する。</p>	字句の修正 名称の変更
		<p>略 (2) ~ (4) 略 (5) 効率的な医療の実施 [DMAT指定機関]</p>	<p>略 (2) ~ (4) 略 (5) 効率的な医療の実施 [DMAT指定機関]</p>	
105	28	<p>ア <u>市、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等</u> イ <u>災害拠点病院等における患者の治療等</u> ウ <u>被災地内における患者搬送及び搬送中の治療</u> エ <u>被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の治療</u></p>	<p>ア <u>災害拠点病院等における患者の治療、トリアージ等</u> イ <u>被災地内における患者搬送及び搬送中の治療</u> ウ <u>被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療</u> エ <u>上記を円滑に実施するための本部運営（DMAT県調整本部は、県災害医療本部と連携し、情報の収集伝達、各種本部・拠点の設置、他県DMATの派遣要請等について決定する。）</u></p>	文言の修正
		<p>[医療機関] 略</p>	<p>[医療機関] 略</p>	
	39	<p>ウ 被災状況を総合救急対策本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。</p>	<p>ウ 被災状況を総合救急対策本部へ報告（広域災害救急医療情報システムのアカウントを持っている場合は広域災害救急医療情報システムに入力）するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。</p>	表現の追加

106	16	<p>略</p> <p>(6) 人工透析・難病患者等への対応 市は、災害・救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道局、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。</p> <p>略</p> <p>第2 略</p>	<p>略</p> <p>(6) 人工透析・難病患者等への対応 市は、<u>広域災害救急医療情報システム</u>の活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道局、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。</p> <p>略</p> <p>第2 略</p>	名称の変更
107	38	<p>第3 傷病者の搬送</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>県内で対応不可能な傷病者等を、県外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送を実施する。</p>	<p>第3 傷病者の搬送</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>県内で対応不可能な傷病者を、県外へ搬送されることが予想される場合には、必要に応じて、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、傷病者等の広域医療搬送、<u>地域医療搬送</u>を実施する。</p>	搬送は傷病者のみ 地域医療搬送の併記
108	19	<p>3 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 搬送先の確認</p> <p>消防機関は、災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、総合救急対策本部による調整のもと、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。</p> <p>略</p> <p>4 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>1 ~ 2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難</p> <p>略</p> <p>[市]</p>	<p>3 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 搬送先の確認</p> <p>消防機関は、<u>広域災害救急医療情報システム</u>等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、総合救急対策本部による調整のもと、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。</p> <p>略</p> <p>第4 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第1 避難方法</p> <p>1 ~ 2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 避難誘導及び一般住民の避難</p> <p>略</p> <p>[市]</p>	名称の変更

110	35	<p>略</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の堅ろうな待避場所へ移動又は屋内での待避等を行うべきことについて</u>、市は、住民等への周知徹底に努める。</p>	<p>略</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」へ移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて</u>、市は、住民等への周知徹底に努める</p>	表現の適正化
113	1	<p>略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 避難所の運営体制</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに保健師等による巡回相談等も行う。</p>	<p>略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 避難所の運営体制</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに保健師等による巡回相談等も行う。<u>市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	熊本WG
42	<p>略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p> <p>[市]</p> <p>略</p> <p>・避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、下着等の配布時の配慮、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>3 対策</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 生活環境への配慮</p> <p>[市]</p> <p>略</p> <p>・避難所の運営における<u>意思決定の場への</u>女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、下着等の配布時の配慮、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所の運営に努める。</p> <p>略</p>	女性の参画推進	
<p>第11項 救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画</p> <p>1 ~ 2 略</p>	<p>第5項 ~ 第10項 略</p> <p>第11項 救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画</p> <p>1 ~ 2 略</p>			

123	13	<p>3 対策 (1) 略 (2) 物資の受入体制等 [市] 市は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の<u>受入拠点</u>を指定しておく必要がある。 また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用も検討しておく必要がある。 なお、市内に<u>受入場所</u>が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、<u>受入場所</u>を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を配送する。 略 (3) 略 (4) 物資の配布方法 [市] 略</p>	<p>3 対策 (1) 略 (2) 物資の受入体制等 [市] 市は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の<u>地域内輸送拠点</u>を指定しておく必要がある。 また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用も検討しておく必要がある。 なお、市内に<u>地域内輸送拠点</u>が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、<u>地域内輸送拠点</u>を確保する。指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を配送する。 略 (3) 略 (4) 物資の配布方法 [市] 略</p>	熊本WG
	38	<p>また、被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や町内会等を通じる等により、援助物資を避難所に取りに来るように情報伝達し、避難所で配布することとし、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、町内会等の協力を得る等の方法により届けるものとする。 略</p>	<p>また、<u>積極的な</u>被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や町内会等を通じる等により、援助物資を避難所に取りに来るように情報伝達し、避難所で配布することとし、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、町内会等の協力を得る等の方法により届ける。 略</p>	熊本WG
		<p>第3節 民生安定活動 第1項 略 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 第1 略 第2 報道機関等への対応 1～2 略 3 対策 (1) 情報の提供及び報道の要請 [市] 略</p>	<p>第3節 民生安定活動 第1項 略 第2項 被災者に対する情報伝達広報計画 第1 略 第2 報道機関等への対応 1～2 略 3 対策 (1) 情報の提供及び報道の要請 [市] 略</p>	字句の修正
130	18	ア 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報	ア 地震被害、 <u>地震活動</u> の状況、二次災害の危険性に関する情報	表現の適正化

		<p>略</p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 食料、飲料水、生活必需品等の供給計画</p> <p>第1 食料供給、炊出し計画</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>食料の迅速かつ的確な確保、供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保、供給を行う。</p> <p>なお、その際には、被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。</p> <p>略</p>	<p>報</p> <p>略</p> <p>第3項 略</p> <p>第4項 食料、飲料水、生活必需品等の供給計画</p> <p>第1 食料供給、炊出し計画</p> <p>1 略</p> <p>2 基本方針</p> <p>略</p> <p>食料の迅速かつ的確な確保、供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保、供給を行う。</p> <p>なお、その際には、積極的な被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差異、食物アレルギー対策にも十分配慮する。</p> <p>略</p>	<p>熊本WG</p>
140	21	<p>第5項～第6項 略</p> <p>第7項 防疫及び保健衛生計画</p> <p>第1～第3 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5項～第6項 略</p> <p>第7項 防疫及び保健衛生計画</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 公衆衛生活動</p> <p>1 現状と課題</p> <p><u>大規模な災害が発生した時は、被災市町村のみでは対応できない多様な公衆衛生上のニーズ(被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善等)への対応が求められる。このため、県では、被災地の公衆衛生上のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた効率的かつ効果的な公衆衛生活動を行う必要がある。</u></p> <p>2 基本方針</p> <p><u>県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、岡山県災害時公衆衛生活動要綱に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、被災者の心身の健康状態や生活環境の実態等を把握し、公衆衛生上の観点から計画的・継続的な支援を実施する。また、要配慮者を含む</u></p>	<p>県要綱に基づく公衆衛生活動の明確化</p>

152	14	<p>第4節 機能確保活動</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 被災住宅・被災宅地の危険度判定</p>
-----	----	---

<p><u>災者の多様な健康課題に対しては、保健・医療・福祉・介護等の専門職と連携した支援を行う。</u></p> <p><u>3 対策</u></p> <p><u>[県（保健福祉部）]</u></p> <p><u>(1) 調査班の派遣</u></p> <p><u>県は、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師1人、衛生関係職1人、栄養士1人及び事務職1人の計4人）を編成し、被災市町村へ派遣する。調査班は、被災市町村の災害対策本部や避難所等において被災者の生活環境や要配慮者の状況等の情報を収集する。</u></p> <p><u>(2) 保健衛生班の派遣</u></p> <p><u>県は、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、県保健所本所単位で保健衛生班を編成し、震災発生後概ね4日目から派遣する。保健衛生班の基本構成は調査班と同じであるが、県内の職能団体（「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内19の職能団体（県医師会ほか18団体））等の協力を得て必要な職種と人員により編成する。</u></p> <p><u>(3) 県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整</u></p> <p><u>県は、県内の公衆衛生スタッフでは対応できないと判断したときは、中国・四国ブロック各県から全国へ派遣要請を拡大し、派遣された公衆衛生スタッフの受入調整を行う。</u></p> <p><u>[市]</u></p> <p><u>市は、当該市町村の公衆衛生スタッフのみでは公衆衛生活動を十分に実施できないと判断したときは、早急に公衆衛生スタッフの派遣を県に要請する。</u></p>	<p>第4節 機能確保活動</p> <p>第1項 略</p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 対策</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 被災住宅・被災宅地の<u>応急</u>危険度判定</p>
--	--

字句の修正

		<p>地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、市は、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の危険度判定を速やかに行う。</p> <p>略</p> <p>第4章 震災復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 略 第2項 被災者等の生活再建等の支援 1 略 2 対策 [市、県] 略 (1) 住まいの確保 略 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。</p> <p>略</p> <p>(2) ~ (3) 略 (4) 迅速な罹災証明書の交付 略 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	<p>地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、市は、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の危険度判定を速やかに行う。<u>また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市の活動を支援する。</u></p> <p>略</p> <p>第4章 震災復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 略 第2項 被災者等の生活再建等の支援 1 略 2 対策 [市、県] 略 (1) 住まいの確保 略 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。 <u>市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は国と連携し、市の活動の支援に努める。</u></p> <p>略</p> <p>(2) ~ (3) 略 (4) 迅速な罹災証明書の交付 略 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入体制の構築</u>等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 <u>市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援</u></p>	<p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p>
157	17			
158	1			

		<p>県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書 の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る<u>ものとする</u>。</p> <p>(5) 情報、サービスの提供等 略</p> <p>市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 復興本部の設置及び復興計画 略</p> <p>市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、<u>定めるものとする</u>。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>略</p>	<p><u>するシステムの活用について検討する。</u></p> <p>県は市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。</u></p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・<u>資機材</u>のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、<u>定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により</u>、被災市町村間の調整を図る。</p> <p>(5) 情報、サービスの提供等 略</p> <p>市は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を<u>積極的に作成及び活用</u>し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 復興本部の設置及び復興計画 略</p> <p>市は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。</p> <p>略</p>	<p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>字句の修正</p> <p>熊本WG</p> <p>熊本WG</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
158	21			
164	27			